

条例検討の背景

地球温暖化による気候の変動は、気温や海面水位の上昇、猛暑や大洪水といった異常気象など、地球上の全ての生き物に深刻な影響を及ぼしつつある。

地球温暖化は、私たち人間が便利で快適な生活を求め、石油や石炭などを大量に消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に大量に排出したことによってもたらされており、この問題と取り組むには、私たち一人ひとりがこの事実を知り、職場で、家庭で、あるいは学校で、自分たちの行動を変えていかなければならない。

神奈川県は2006年の二酸化炭素排出量（速報値）は、1990年比で10.0%の増加となっており、県地域推進計画における「2010年の県内の二酸化炭素総排出量を1990年の水準まで削減する」という目標の達成には、温暖化対策のより一層の強化が必要になっている。

そこで、「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」では、神奈川県からの依頼を受け、更なる温暖化対策の強化と、その実効性を担保する制度やルールを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」の検討を進めてきた。

この間、意見募集や県民集会を開催し、様々な意見も参考にして、条例案を取りまとめたところであるが、エネルギー多消費型の社会から「脱温暖化社会」への転換を図るには、対策の強化に向けた不断の検討が必要である。

■ 神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会における神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）の検討経過

開催年月日	会議名	主な議題
平成19年3月29日	第1回神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会	検討委員会の設置、今後の進め方
8月21日	※具体的方策等検討分科会 (第1回)	神奈川県における地球温暖化対策の具体策について
9月4日	第2回神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会	条例の基本的考え方について
9月14日	条例案検討分科会（第1回）	条例の基本的考え方について
10月26日	条例案検討分科会（第2回）	条例の基本的考え方について
11月27日	第3回神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会	条例の基本的考え方について
平成20年2月4日	※具体的方策等検討分科会 (第2回)	神奈川県が実施する温暖化対策について
	※長期ビジョン検討分科会	温室効果ガス排出量予測について
5月29日	第4回神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会	条例の委員会最終案について
6月10日	※具体的方策等検討分科会 (第3回)	具体的方策等検討分科会報告書のとりまとめについて

「※」印は地球温暖化対策全般に関する具体的施策及び長期ビジョンの検討（条例に盛り込まない対策を含む）

1 目的

県、県民、事業者などすべての主体の自覚と行動を促し、省エネルギー化や新エネルギー等の導入などを進め、エネルギー多消費型の社会を地球環境に対する負荷が小さいものに転換することによって、温暖化対策が進んだ神奈川を実現し、良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくことを目的とする。

2 県の地球温暖化対策の基本的施策と率先実行の取組

(1) 県全体の温暖化対策計画の策定

県は、省エネルギー化・新エネルギー等の導入など、温暖化対策が進んだ神奈川の実現を目的とする、中長期的な計画を策定し、公表するものとする。

(2) 県の事業実施や計画策定時の温暖化対策の視点からの配慮

県は、公共工事や、都市づくり・産業政策に関する計画など、県の事業や計画に、温暖化対策の視点を盛り込むこととする。

(3) 事業者としての県の行動計画の策定

県は、一事業者として、県自らの事業活動に関して、温室効果ガスを削減するために率先的な行動計画を策定し、公表するものとする。

(4) 県の建築物等での環境配慮

県は、県の建築物及び公用車等について、省エネルギー化や新エネルギー等の率先的な導入に努めるものとする。

また、県の建築物の環境性能に関する評価・公表を行うものとする。

3 事業活動に関する温暖化対策

(1) 地域社会において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等による温暖化対策に関する計画書の提出

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

解説

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」とは、次のような事業者が考えられる。

- ① 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者*
- ※ フランチャイズチェーンなど、店舗のエネルギー使用量の合計が一定規模以上になる事業者を含む。
- ② 一定規模以上の従業員がいる事業者
- ③ 一定台数以上の自動車を使用する事業者

「排出量の報告や排出を削減するための計画」の内容としては、次のようなことが考えられる。

- ① 温暖化対策についての基本方針
- ② 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を削減するための対策
- ③ 事業活動による温室効果ガスの排出量の削減目標及び排出量実績（エネルギー使用量）
- ④ 地域の温暖化対策に貢献する取組の内容（中小企業への支援や環境教育、森林保全など）

(2) 中小規模の事業者による温暖化対策に関する計画書の提出

(1)の規模に満たない事業者は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を作成し、知事に提出することができる。また知事はその内容を公表するものとする。
知事は前項の規定により計画書を提出した事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

(3) 県による指導や助言の実施

知事は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を提出する事業者に対して、指導や助言を実施することができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

(4) 勧告及び勧告の公表

知事は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」の提出を行うべき者が正当な理由なく提出しない場合、または「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を提出した者が虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

4 建築物及び都市づくりに関する温暖化対策

(1) 建築物に関する温暖化対策

ア 大規模な建築物の環境配慮に関する計画書の提出

一定規模以上の建築物を新築したり改築する建築主は、「建築物の環境配慮に関する計画書」を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

イ 大規模な建築物の環境性能の表示等

アの対象となる建築物の建築主、販売者または貸し主（以下「建築主等」という。）は、その建築物を販売または賃貸する際、広告などにその建築物の環境性能を表示しなければならない。また、建築主等は、購入者または借り主に対して、その建築物の環境性能について説明しなければならない。

ウ 中小規模の建築物の環境配慮に関する計画書の提出

アの規模に満たない建築物を新築したり改築する建築主も、「建築物の環境配慮に関する計画書」を作成し、知事に提出することができる。また、知事はその内容を公表するものとする。

エ 中小規模の建築物の環境性能の表示

ウで「建築物の環境配慮に関する計画書」を提出した建築物の建築主等は、その建築物を販売または賃貸する際、広告などにその建築物の環境性能を表示することができる。

オ 県による指導や助言の実施

知事は、「建築物の環境配慮に関する計画書」を提出する者に対して、指導や助言を実施することができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

カ 勧告及び勧告の公表

知事は、「建築物の環境配慮に関する計画書」の提出を行うべき者が正当な理由なく提出しない場合、または「建築物の環境配慮に関する計画書」を提出した者が虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

(2) 都市づくりに関する温暖化対策

ア 大規模な開発での温室効果ガスの排出抑制等に関する計画書の提出

大規模な開発を行う事業者は、「開発後に排出される可能性のある温室効果ガスの排出抑制等に関する計画書」（以下「開発行為排出抑制計画書」という。）を知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

イ 県による指導や助言の実施

知事は、「開発行為排出抑制計画書」を提出する事業者に対して、指導や助言を実施することができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

ウ 勧告及び勧告の公表

知事は、「開発行為排出抑制計画書」の提出を行うべき者が正当な理由なく提出しない場合、または虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

5 新エネルギー等の活用

(1) 新エネルギー等の優先的利用の推進

事業者及び県民は、事業活動や日常生活等に際して、太陽光発電など新エネルギー等の優先的な利用に努めなければならない。

一定規模以上の建築物の新築や開発行為を行う者は、新エネルギー等の導入について検討し、その結果を知事に報告しなければならない。

知事は、報告を行うべき者が、正当な理由なく報告をせず、または虚偽の内容を報告した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

(2) 新エネルギー等の利用に対する支援

県は、市町村や事業者、NPO 等と協力して、新エネルギー等の住宅や事業所等への導入やグリーン電力証書の活用等を推進するものとする。

解説

新エネルギー「等」とは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に定める新エネルギーの定義の他、未利用エネルギー（工場等の排熱の利用と温度差熱利用）、電気自動車及び燃料電池を含む。

6 森林の整備と保全

(1) 森林の整備等の推進

事業者、県民、NPO 等は、協力して、森林の適切な保全・整備を行うとともに、間伐材などの森林資源の利用に努めなければならない。

7 交通・自動車に関する温暖化対策

(1) マイカーの利用から公共交通機関の利用への転換

- 県民は、マイカーの利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用に努めなければならない。
- 県は、市町村等と協力して、自転車を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 商業施設や大規模イベントなど、多くの来客が見込まれる施設・イベントの管理者や主催者は、マイカーでの来場を減らすための配慮をしなければならない。

(2) エコドライブの推進

- 県民は、温室効果ガスの排出が少ない自動車の購入や利用に努めなければならない。
- 自動車を運転する者は、アイドリングストップなど、温室効果ガスの排出が少ない運転（エコドライブ）や、自動車の適正な整備に努めなければならない。
- 事業者は、従業員に対するエコドライブの啓発や、温室効果ガスの排出が少ない自動車の使用に努めなければならない。
- 自動車を製造する事業者は、エコドライブを促す機能（デジタルタコグラフやアイドリングストップ機能）の搭載に努めなければならない。

(3) 環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ整備等

- 県及び事業者等は、電気自動車など、温室効果ガスの排出が少ない交通の普及に努めなければならない。
- 駐車場の管理者は、電気自動車など、温室効果ガスの排出が少ない自動車に必要な、充電設備などのインフラを整備するよう努めなければならない。

8 県民生活及び消費行動に関する温暖化対策

(1) 商品やサービスに関する環境配慮の実施

- 商品を製造する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品の開発に努めなければならない。
- 商品やサービスを販売する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品・サービスの販売と、排出量に関する情報の提供に努めなければならない。
- 商品やサービスを販売する事業者は、営業時間の短縮やレジ袋の削減など、より環境負荷の小さい方法での販売や配送に努めなければならない。
- 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品やサービスの購入に努めなければならない。

(2) 高効率照明の利用の推進

- 白熱電球を利用している者は、別に定める期間までに、電球形蛍光灯やLED等、エネルギー消費のより少ない照明に転換しなければならない。ただし、代替機器が設置できないなど、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(3) ライフスタイルの転換の推進

- 県は、NPO等と協力して、マイアジェンダ登録など、県民や事業者等が日常生活や事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための自主的取組を登録・公表する制度を推進するものとする。
- 事業者及び県民は、事業所（ホテル、商店、娯楽施設などを含む）、公共施設、交通機関、家庭等で、適切な冷暖房温度の設定など、過剰なエネルギー消費の見直しやカーボンオフセットの取組に努めなければならない。

9 環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援

(1) 環境配慮技術の研究開発の促進

- 事業者や研究機関は、環境配慮技術の研究・開発及び利用に努めなければならない。
- 県は、事業者等による環境配慮技術の研究及び開発を支援するものとする。

(2) 温室効果ガス削減に貢献する活動に対する支援

- 県は、グリーン電力証書の発行者、ESCO事業者、エコドライブライセンスの発行者など、温室効果ガス削減に貢献する事業実施者等を登録（認証）し支援するものとする。
- 県は、金融機関等と協力して、一定の基準以上の環境配慮を行う事業者や、一定の基準以上の省エネルギー性能を備えた住宅等の建物の新築や改築に対して、低利融資等を実施するよう努めるものとする。

10 温暖化に関する普及啓発と環境教育

(1) 普及啓発活動の推進

- 県は、市町村、NPO、マスコミ等と連携して、地球温暖化に関して積極的に情報を提供するものとする。
- 県は、地球温暖化防止活動推進員等による優れた取組を評価し、市町村等と連携して、活動を支援するものとする。

(2) 環境教育の推進

- 県、市町村、教育機関、事業者、NPO 等は、連携・協力して、事業者や県民への環境教育・環境学習の機会の確保に努めなければならない。
- 教育機関は、地域や事業者、NPO 等と連携して、園児、児童、生徒、学生への環境教育・環境学習の実施に努めなければならない。
- 事業者は、従業員への環境教育・環境学習の実施に努めなければならない。

(3) 温暖化対策に関する顕彰

- 県は、地球温暖化対策に大きく貢献する技術や活動について、業績の公表や表彰を行うものとする。

11 推進体制・広域連携・その他

(1) 連携による温暖化対策の推進

- 県民、事業者、行政、NPO、地球温暖化防止活動推進員等は、連携・協力して、温暖化対策を推進するものとする。

(2) 他の自治体と連携した温暖化対策の推進

- 県は、神奈川県内だけの取組にとどまらず、他の自治体と連携して、効果的な地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

(3) 国際協力の推進

- 県、事業者、NPO 等は、海外への地球温暖化対策に貢献する技術支援など、国際協力の推進に努めなければならない。

神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名等	備考
いいた 飯田 哲也	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長	
おいかわ 及川 敬貴	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	
おざき 尾崎 功	社団法人神奈川県経営者協会 副会長	
きしがみ 岸上 みち枝	有限責任中間法人イクレイ日本 事務局長	
さとう 佐藤 博之	グリーン購入ネットワーク専務理事・事務局長	H20.3.31 まで
さわだ 澤田 武男	財団法人省エネルギーセンター 理事	
しんぼり 新堀 豊彦	神奈川県地球温暖化防止活動推進センター長	
すどう 須藤 武	寒川町町民環境部長	
たかぎ 高木 弘明	全国地球温暖化防止活動推進センター次長・事務局長	
たつみ 辰巳 菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会常任理事・環境委員長	
つちや 槌屋 治紀	株式会社システム技術研究所所長	具体的方策等検討分科会主査
つむらや 圓谷 哲男	横須賀市環境部環境計画課長	
なかがみ 中上 英俊	株式会社住環境計画研究所所長	長期ビジョン検討分科会主査
にしのみや 西之宮 優	神奈川県中小企業団体中央会副会長	
はっとり 服部 孝子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
みやざき 宮崎 紀美子	かながわ女性会議	
むろた 室田 泰弘	有限会社湘南エコノメトリクス代表取締役	
もりしま 森島 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長	座長
やぎした 柳下 まさはる 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	条例案検討分科会主査